

第194期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

ヤマハ株式会社

事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」並びに「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.yamaha.com/ja/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 59社

当連結会計年度より、国内子会社5社及び海外子会社2社を連結の範囲から除外しております。(株)ヤマハピアノ製造は(株)ヤマハミュージカルプロダクツとの経営統合により連結の範囲から除外しております。なお、(株)ヤマハミュージカルプロダクツは経営統合に伴い、(株)ヤマハミュージックマニュファクチュアリングに社名を変更しております。(株)ヤマハミュージックメディア、(株)ヤマハミュージックアーティスト、(株)ヤマハミュージックパブリッシング、(株)エピキュラスは(株)ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングスとの経営統合により連結の範囲から除外しております。CAB INDUSTRIES S.A.R.L、PATRICK CENSIER S.A.R.LはNEXO S.A.との経営統合により連結の範囲から除外しております。

主要な連結子会社の名称

Yamaha Corporation of America
Yamaha Music Europe GmbH
雅馬哈楽器音響（中国）投資有限公司
Yamaha Electronics Manufacturing (M) Sdn. Bhd.
蕭山雅馬哈楽器有限公司
PT. Yamaha Music Manufacturing Asia
雅馬哈電子（蘇州）有限公司
杭州雅馬哈楽器有限公司
株式会社ヤマハミュージックジャパン
株式会社ヤマハミュージックリテイリング
株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリング

主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

株式会社ヤマハアイワークス
非連結子会社はその資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

株式会社J E U G I A

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社ヤマハアイワークス

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が

ないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下の11社を除いてすべて、当社と同一であります。

Yamaha de Mexico,S.A.de C.V.
Yamaha Musical do Brasil LTDA.
Yamaha Music (RUSSIA) LLC.
雅馬哈楽器音響（中国）投資有限公司
雅馬哈貿易（上海）有限公司
雅馬哈楽器技術培訓（上海）有限公司
天津雅馬哈電子楽器有限公司
蕭山雅馬哈楽器有限公司
雅馬哈電子（蘇州）有限公司
杭州雅馬哈楽器有限公司
PT. Yamaha Musical Products Asia

上記11社の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きにより決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの … 総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	31～50年（附属設備は主に15年）
構築物	10～30年
機械装置	4～12年
工具、器具及び備品	5～6年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資

産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、又は個別見積りにより計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高の計上基準

・ 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。

・ 上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

・ 決算日における工事進捗度の見積り方法
工事進行基準における原価比例法

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸主側の所有権移転外ファイナンス・リースについては、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 先物為替予約、外貨ブット円コールオプション買建

ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

③ ヘッジ方針

各社の社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに合理的に判定した償却期間で均等償却しております。

II 追加情報

1. ヤマハ発動機株式会社株式の一部売却

当社が保有するヤマハ発動機株式会社株式の一部売却を行いました。これに伴い、当連結会計年度において、投資有価証

券売却益を25,823百万円計上しております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 185,212百万円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社は事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価実施日 平成14年3月31日

(2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 7,347$ 百万円

3. 偶発債務

当連結会計年度末において、当社のインドネシアの連結子会社であるPT.Yamaha Musical Products Indonesia他、計5社（以下、連結子会社）では、同国の税務当局より、2007年度から2015年度の税務申告に関して総額36,218千ドル（当連結会計年度末為替レートでの円換算額3,847百万円。加算税等を含む。）の更正通知を受け取っております。

当社及び連結子会社は、当局の指摘の内容が承服できるものではないことから、異議申立や税務裁判、相互協議申立等を進めております。なお、異議申立等の結果により、一部、課徴金等が課される場合があります。

上記のうち、主要な内容は以下のとおりであります。

PT.Yamaha Musical Products Indonesia（以下、YMPI）では、インドネシア国税当局より、2017年8月に同社の2016年3月期の売上取引価格等に関して12,953千ドル（当連結会計年度末為替レートでの円換算額1,376百万円。加算税等を含む。）の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、受託製造機能のみを有する当社に対して、約40%もの著しく高い営業利益率水準を要求するなど合理性を欠く内容であり、承服できるものではないことから、2017年11月に異議申立を行っております。また、二重課税防止の観点から2018年3月に国税庁に対して租税条約に基づく二国間の相互協議申立を行っております。

また、YMPIでは、インドネシア国税当局より、2018年2月に同社の2013年3月期の売上取引価格等に関して13,999千ドル（当連結会計年度末為替レートでの円換算額1,487百万円。加算税等を含む。）の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、受託製造機能のみを有する当社に対して、約40%もの著しく高い営業利益率水準を要求するなど合理性を欠く内容であり、承服でき

るものではないことから、異議申立を行っていく予定です。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	197,255,025	—	—	197,255,025

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,873	26.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年11月1日 取締役会	普通株式	5,250	28.00	平成29年9月30日	平成29年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,091	28.00	平成30年3月31日	平成30年6月26日

Ⅴ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、原則として、元本保証、固定金利の預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。なお、当社及び国内子会社についてはグループファイナンスを実施しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを軽減するために、実需の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に元関連会社であり共通のブランドを使用するヤマハ発動機(株)株式、及び事業等において関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、並びに未払金及び未

払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。長期預り金は、リゾート事業における会員権に係る債務であります。

また、営業債務や借入金、長期預り金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通常の輸出入取引による上記外貨建債権債務に伴う、為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引（包括予約）及び、通貨オプション取引（外貨プット円コールオプション買建）を行っております。なお、通貨オプション取引（外貨プット円コールオプション買建）の実績はありません。

先物為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。通貨オプション取引は「外貨プット円コールオプション買建」に限定しておりオプション料の負担の他には為替相場変動によるリスクはありません。また、デリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、グループ財務管理規程を定め、当社及び連結子会社においてグループ財務管理規程に基づく管理規程を設定し、以下のリスクに対応する管理体制を整備しております。

- ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権については、与信管理規程及び債権管理規程を定め、顧客毎に与信枠の設定・管理と債権の記帳・整理をし、定期的に残高の確認を行っております。約定期限を過ぎた債権については、その原因及び回収予定の把握を行っております。
デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。
- ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
外貨建の営業債権については、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、外貨建の営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約取引及び通貨オプション取引を実需の範囲内で行うこととしております。また、外貨建の営業債務は、恒常的

に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。デリバティブ取引に当たっては、上記（1）の取組方針に基づき、事前に当社・連結子会社間で協議の上、各社で社内管理規程を設定し、規程に基づいた取引の実行及び管理を行っております。

取引は各社の経理・財務所管部門が集中して行うものとし、社内管理規程で経理・財務所管部門の役割・トップマネジメントへの報告と関連部門への連絡・取引限度額等を規定しております。

取引の報告については、月次定例報告等によって、デリバティブ取引の残高状況・為替動向他の定量的情報をトップマネジメントに対して行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社及び各連結子会社がキャッシュ・フロー計画を作成するなどの方法とともに、当社及び国内子会社においてはグループファイナンスを実施することで、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照ください。）。

区 分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)(*1)	時価 (百万円)(*1)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	122,731	122,731	—
(2) 受取手形及び売掛金	56,499	56,499	—
(3) 投資有価証券			
① 関係会社株式	721	352	△369
② その他有価証券	127,658	127,658	—
(4) 支払手形及び買掛金	(19,946)	(19,946)	—
(5) 未払金及び未払費用	(45,527)	(45,527)	—
(6) デリバティブ取引(*2)	155	155	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)未払金及び未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引
為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,962百万円
長期預り金	9,090百万円

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載に含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,125円51銭
1株当たり当期純利益	291円81銭

VII 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び自己株式の消却)

当社は、平成30年5月1日開催の取締役会において、平成30年6月25日に開催を予定している第194期定時株主総会に、自己株式の消却原資とすることを目的として「資本準備金の額の減少の件」を付議することを決議いたしました。

また、平成29年11月28日付で公表しました自己株式取得が平成30年3月23日で完了したことに伴い、同取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。なお、本自己株式の消却は、定時株主総会での「資本準備金の額の減少の件」の決議後、速やかに実施いたします。

1. 資本準備金の額の減少の目的

自己株式の消却原資とすることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金40,054,319,267円のうち37,000,000,000円
- (2) 増加する資本剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金37,000,000,000円

3. 資本準備金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年5月1日
- (2) 債権者異議申述公告日 平成30年5月15日(予定)
- (3) 債権者異議申述最終日 平成30年6月15日(予定)
- (4) 株主総会決議日 平成30年6月25日(予定)
- (5) 効力発生日 平成30年6月26日(予定)

4. 自己株式の消却の要領

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 5,700,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合2.89%)
- (3) 消却日 平成30年6月26日(予定)

(ご参考) 消却後の発行済株式総数は、191,555,025株となります。

5. その他

本件による純資産額の変動及び業績に与える影響はありません。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式 … 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの … 総平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 31～50年（附属設備は主に15年）

構築物 10～30年

機械及び装置 4～9年

工具、器具及び備品 5～6年（金型は主に2年）

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高に対して経験率により、又は個別見積により計上しております。

(3) 子会社支援引当金

子会社が抱える欠損金を解消するための当社負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によ

り費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

・ 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合

・ 工事進行基準によっております。

・ 上記の要件を満たさない場合

・ 工事完成基準によっております。

・ 決算日における工事進捗度の見積方法

・ 工事進行基準における原価比例法

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 先物為替予約、外貨プット円コールオプション買建

ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

II 追加情報

1. ヤマハ発動機の株式売却

当社が保有するヤマハ発動機株式会社株式の一部売却を行いました。これに伴い、当事業年度において、投資有価証券売却益を25,823百万円計上しております。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少

77,600株

III 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	17,983百万円
短期金銭債務	19,698百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

57,110百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価実施日 平成14年3月31日

(2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。

(3) 再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△7,347百万円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務等に対して保証を行っております。

株式会社ヤマハトラベルサービス	23百万円
-----------------	-------

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	193,040百万円
仕入高	119,077百万円
営業取引以外の取引高	7,543百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,820,691	5,663,794	77,600	15,406,885

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加

5,660,700株

単元未満株式の買取による増加

3,094株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

棚卸資産評価減	144百万円
貸倒引当金	122百万円
減価償却超過額	5,143百万円
固定資産減損額	3,276百万円
投資有価証券等評価減	15,466百万円
未払賞与	1,125百万円
製品保証引当金	6百万円
長期未払金	1,710百万円
退職給付引当金	4,769百万円
その他	4,868百万円
繰延税金資産小計	36,635百万円
評価性引当額	△20,216百万円
繰延税金資産合計	16,418百万円

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ利益	△46百万円
圧縮記帳積立金	△780百万円
買換資産取得特別勘定積立金	△2,204百万円
その他有価証券評価差額金	△33,250百万円
繰延税金負債合計	△36,282百万円
繰延税金負債の純額	△19,864百万円

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,546円16銭
1株当たり当期純利益	255円10銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び自己株式の消却)

当社は、平成30年5月1日開催の取締役会において、平成30年6月25日に開催を予定している第194期定時株主総会に、自己株式の消却原資とすることを目的として「資本準備金の額の減少の件」を付議することを決議いたしました。

また、平成29年11月28日付で公表しました自己株式取得が平成30年3月23日で完了したことに伴い、同取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。なお、本自己株式の消却は、定時株主総会での「資本準備金の額の減少の件」の決議後、速やかに実施いたします。

1. 資本準備金の額の減少の目的

自己株式の消却原資とすることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金40,054,319,267円のうち37,000,000,000円
- (2) 増加する資本剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金37,000,000,000円

3. 資本準備金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年5月1日
- (2) 債権者異議申述公告日 平成30年5月15日(予定)
- (3) 債権者異議申述最終日 平成30年6月15日(予定)
- (4) 株主総会決議日 平成30年6月25日(予定)
- (5) 効力発生日 平成30年6月26日(予定)

4. 自己株式の消却の要領

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の数 5,700,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合2.89%)
 - (3) 消却日 平成30年6月26日(予定)
- (ご参考) 消却後の発行済株式総数は、191,555,025株となります。

5. その他

本件による純資産額の変動及び業績に与える影響はありません。